資料２－３

小項目評価における主な検討結果

* + 法人・大学説明
* 委員意見
  + - 評価委員会の評価判断
      * **大項目１「大阪府立大学の教育研究に関する目標を達成するための措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **６** | **グローバル人材の育成** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅲ** | **評価委員会評価** | **Ⅱ** | **報告書頁数：P.19-20** |
| **主な検討結果** | * + 年度計画に記載はあるが達成水準としては定めていなかったので自己評価はⅢとした。   + シラバスの英語化は進めるべきだが、大学の統合の話もあり現状では優先順位として下げざるを得なくなった。できていないのは日本語科目の英語を併記すること。英語科目はできている。 * シラバスの英語化については、昨年度においても、早期に取り組まれるよう評価委員会として指摘をした項目である。評価委員会の評価としては、評価Ⅲ（年度計画を順調に実施できている）ではなく評価Ⅱ（年度計画を十分に実施できていない）が妥当と考える。   教育の国際化の観点からシラバスの英語化は重要であり、早期に英語化を実現すべきである。   * なぜできていないかが大事。Ⅱの評価になるのであればなぜできなかったのかといった原因や何を是正すべきかについて考える必要がある。 * 年度計画では「導入を進める」とされており、導入するとまでは記載されていない。導入に向けて取り組みを進めているのであれば、その点は評価するという考え方もある。 * グローバル化を目指すというからにはやるべきではないかと考える。   + - 評価委員会としては、評価Ⅱ（年度計画を十分に実施できていない）が妥当であるとして決定する。 | | | |

* 参考：2019事業年度 業務実績報告書 P.110 「付属資料」＜平成30年度及び第三期中期目標期間の業務実績への意見・指摘事項に対する取組み＞より抜粋

（2019年度の取り組み状況）

2019年度から導入した科目ナンバリングによって、全ての授業の講義言語及び英語を使用する場合の対応状況を可視化し、まずは英語で実施する科目についてシラバスを英語表記とするよう全学での徹底を図った。

すべての科目についてシラバスの英語化を進めるとともに、英語の講義科目や英語で履修可能なコースについて、体系化した情報を大学WEBサイトで案内できるよう次年度以降引き続き取り組んでいく。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **15** | **学習支援** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅱ** | **評価委員会評価** | **Ⅱ** | **報告書頁数：P.29-30** |
| **主な検討結果** | * + TAに関して、研修体系を継続検討することとなり、導入が2021年度となったこととあわせ、学生アドバイザー平均相談件数が年3.1件で若干低下したことにより、計画上は未達であるので、評価Ⅱと判断した。 * 助教並みの指導力が想定されるようなTA-Sの導入ができなかったことと、毎年変動する学生の相談件数が少なかったからといって、自己評価Ⅱというのは厳しいのではないか。総合して評価Ⅲとしてもよいと感じる。   + - 計画上は未達成ということを踏まえ、自己評価を妥当とし評価Ⅱとする。 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **16** | **アドミッションポリシーに基づく学生の受入れ** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅲ** | **評価委員会評価** | **Ⅱ** | **報告書頁数：P.31-32** |
| **主な検討結果** | * + 府大の入試の出題ミスについては、No.105のコンプライアンスの取組実績として考慮し、No.105の項目の自己評価をⅡとしている。 * 入試における出題ミスは、No.105の「コンプライアンス等の徹底」ではなく、当該項目の取組実績として評価すべき。   + - 評価委員会としては、府大の入試ミスをNo.16の取組実績として評価することが適当であると判断し、No.16の評価はⅡ（年度計画を十分に実施できていない）が妥当であると判断する。 | | | |

* 大阪府立大学の教育研究に関する目標におけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。
  + **大項目２「大阪市立大学の教育研究に関する目標を達成するための措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **52** | **地域における人材育成** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅱ** | **評価委員会評価** | **Ⅱ** | **報告書頁数：P.63-64** |
| **主な検討結果** | * + 新大学を見据えて公開講座を受講していただけなかった人も含めた公開講座受講者動向調査を実施する予定であったが、未実施となったため評価をⅡとしている。 * WGを作って検討するまでは実施。受講生調査についてはこれまでの公開講座を行っている文化交流センターで継続実施している。 * 2019年度にその調査ができなかったからと言って、地域における人材育成の項目をⅡと評価するのは少々厳しい評価のように思える。   + - この項目については、計画を立ててそれが未達であったという重要性を鑑みて自己評価Ⅱにされている。これを踏まえて評価委員会としても評価Ⅱは妥当であると決定する。 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **54**  **55** | **先端的研究分野での連携,**  **地域産業との連携** | | |
| **法人自己評価** | **No.54：Ⅳ**  **No.55：Ⅳ** | **評価委員会評価** | **No.54：Ⅳ**  **No.55：Ⅳ** | **報告書頁数：P.65-66** |
| **主な検討結果** | * No.54,55はそれぞれ「先端的研究分野での産学官連携」と「地域産業との連携」と目的・対象が異なるが、取組実績の民間企業との共同・受託研究件数と外部資金獲得総額については同じ数字が記載されている。 * No.54 先端的研究分野での連携、No.55 地域産業との連携、それぞれの「民間企業との共同・受託研究件数」と「外部資金獲得総額」を出していただくべきと考える。次回に用意できるか。   + 切り分けるのはなかなか難しい。どちらにも関係するものがある。見積もることはできても重複が生じる。どちらも密接にかかわるため総額で記載している。 * 次回、データの提示をお願いしたい。 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **56** | **国際連携活動の充実** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅳ** | **評価委員会評価** | **Ⅳ** | **報告書頁数：P.67-68** |
| **主な検討結果** | * Ⅳで妥当と考える。中期計画でも書いている通りグローバルにプレゼンスを高めるということであるので、次年度以降、成果が書ききれないくらいの一層の取り組みをお願いしたい。 * 協定の数は、国際交流をするうえで重要な基盤であるが、実際にこれらの取り組みによって、どれくらい交流が広がったかが大事である。   + ハノイ医科大学（ベトナム）にハノイ拠点を設置することが決定するなど、年度計画以上に国際交流連携が進んでいる。 | | | |

**(No.58-No.61　附属病院に関する目標を達成するための措置)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **58,59**  **60,61** | **高度・先進医療の提供、高度専門医療人の育成**  **地域医療及び市民への貢献、安定的な病院の運営** | | |
| **法人自己評価** | **全てⅢ** | **評価委員会評価** | **全てⅢ** | **報告書頁数：P.69-74** |
| **主な検討結果** | * おおむね100パーセント以上の達成ということで全ての項目について評価Ⅲは妥当と考える。 * No.60「地域医療及び市民への貢献」の医療連携登録医を年間15施設登録という達成水準に対して実績が新規先103件（687％）となっているが、   この記載でよいのか。医者の数と施設の数が混ざってないか。   * + 確認し次回に回答させていただく。 | | | |

* 大阪市立大学の教育研究に関する目標におけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。
  + - **大項目３「大阪府立大学工業高等専門学校の教育研究に関する目標を達成するための措置」**

○　全体として、昨年度より取り組みが改善していると評価できる。

◎　大阪府立大学工業高等専門学校の教育研究に関する目標における小項目評価について、評価

委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。

* + - **大項目４「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **79** | **理事長のトップマネジメント** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅳ** | **評価委員会評価** | **Ⅳ** | **報告書頁数：P.83-84** |
| **主な検討結果** | * 法人事務局及び両大学関係部門が一体となり、戦略的な取り組みを実施できたということであるが、戦略的な取り組みとは何か。   + 戦略的な取り組みの内容については、取組実績の例示のとおり、新大学の副専攻や新大学名称の検討、広報戦略や社会連携システムはPT等を設置して検討を進めていった。それらを通じて戦略的に取り組んだということである。 * 具体的な中身、どういうことが計画を上回ったのかを示してほしい。それを示していただければその判断ができる。   + 記念フォーラム。理事長が結束力を高めるためにトップマネジメントで行った。文化や伝統が違う二つの大学を一つにまとめた。 * 評価Ⅳでいいとは思うが、次回具体的な事例を示していただきたい。 | | | |

* 業務の運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置におけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。
  + - **大項目５「財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **90** | **寄附金確保の取組** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅲ** | **評価委員会評価** | **Ⅲ** | **報告書頁数：P.89-90** |
| **主な検討結果** | * 利用料金の適正化について、適正な料金であるかの検討や料金の見直しをどのように進められたのか。   + 見直し等の具体的な事例については、次回までに回答する。 | | | |

* 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置におけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。
  + **大項目６「自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するために取るべき措置」**

◎　各項目について、評価委員会としては、法人の自己評価を妥当であると判断する。

* + - **大項目７「その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **105** | **コンプライアンス等の徹底** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅱ** | **評価委員会評価** | **Ⅲ** | **報告書頁数：P.99-100** |
| **主な検討結果** | * 府立大学の入試における出題ミスは、規定違反によるものでないということであれば、コンプライアンスに関する取組実績ではないと考える。よって、出題ミスについては、No.16府大の「アドミッションポリシーに基づく学生の受入れ」の取組実績として考慮することが適当であると考える。   + - No.105「コンプライアンス等の徹底」に関しては、評価委員会としては評価Ⅲとする。 | | | |

* その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置**に**おけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。
  + - **大項目８「両大学の統合等に関する重要目標を達成するために取るべき措置」**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **小項目番号** | **117** | **両大学・高専における連携・共同化** | | |
| **法人自己評価** | **Ⅳ** | **評価委員会評価** | **Ⅲ** | **報告書頁数：P.107-108** |
| **主な検討結果** | * + 各大学の契約がばらばらだった。契約先や単価の設定等で統一するのはたいへんな作業だった。通常の光熱水費の見直し以上の力で行ったという経過がある。「2025大阪・関西万博府大・市大学生共同提案支援委員会」の設置とガスの包括契約の件もあったことを踏まえⅣ評価している。 * 取り組み自体はよいが、ガスの包括協定書締結による経費削減を判断根拠に、「両大学・高専における連携・共同化」の取組として、年度計画を上回って実施しているとまではいえないのではないか。 * ガスの包括協定書締結による経費削減については、当該項目の取組実績としてではなく、大項目５の財務内容の改善におけるNO.91「業務の効率化及び適正化」の取組実績として評価することが適当である。   + - 評価委員会の評価としては、ガス需給契約の包括協定書締結によるガス料金の削減については、No.91「業務の効率化及び適正化」の取組実績として評価することが適当であると判断し、No.91の評価をⅣとして、当該項目（No.117）の評価はⅢで決定する。 | | | |

* その他両大学の統合等に関する重要目標を達成するために取るべき措置におけるその他の項目については、評価委員会としては、法人の自己評価が妥当と判断する。